

「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」

実務者部会 議事概要

日時・場所：令和3年10月8日（金）10：00～12：00（WEB会議）

出席者：山本座長、鈴木森構成員、坪田構成員、塗師構成員、樋口構成員、
星名構成員、森構成員、藪内構成員

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局からの説明
3. 意見交換
4. 閉会

【意見交換の概要】

<住民基本台帳ネットワークシステムのあり方について（資料1関係）>

（ネットワーク構成）

- ゲートウェイとしての機能などのCSの機能の必要性は理解するが、現在のCSは、人口規模の違いに関係なく全国一律となっており、CSを維持するのであれば、人口規模に応じてソフトウェアを変える、クラウド化するなどの対応も含めて検討していただきたい。
- 住基ネットにクラウドサービスを導入する場合には、ガバメントクラウドの動向にも留意しながら検討を進めていただきたい。
- 都道府県サーバについては、技術的な課題がクリアできるのであれば、都道府県が本人確認情報の利用や市町村間の連絡調整等の事務を引き続き行っていくことを前提に、全国サーバとの統合を進めていくことがデジタル化の流れであると考えます。

（世帯情報の取扱い）

- 自治体においても、中間サーバをクラウド化することにより、住基ネットへの本人確認情報の照会と情報提供NWSへの世帯情報の照会を自動で処理する仕組みを導入できるようになるのではないかと考えます。

(DV等支援措置に係る情報の取扱い)

- DV等支援措置に係る情報を住基ネットで連携する場合には、まず不開示にした上で必要に応じて開示するかどうかを判断するといった仕組みや、当該情報を参照する必要のある機関にのみ開示するといった仕組みも考えられるのではないか。検討に当たっては、市町村の実務や住基ネット利用機関への提供方法を十分に確認していただきたい。また、システム面だけでなく、法制的な手当の要否についても、確認する必要があるのではないか。
- 見落としなど的人為的なミスを防ぐ観点からは、ポップアップで表示するなどの仕組みが必要と考える。2人以上で確認することとするなどの対応も考えられるのではないか。また、誰がどのような目的で情報を参照したか、記録を残すことも大事ではないか。
- 加害者に関する情報については、住基ネットで連携するのではなく、必要に応じて個別に確認することが適当と考える。

＜デジタル技術を活用した届出のあり方について（資料2関係）＞

(オンラインでの居住実態の確認方法)

- オンラインでの居住実態の確認方法については、1つの方法に絞り込むのではなく、住所の位置情報の届出、住居所有者等との賃貸借契約書等の届出、電気・水道等の利用契約の確認などの様々な方法の中から、複数の方法を適宜組み合わせることを可能としてもよいのではないか。その場合、住居所有者等との賃貸借契約書等に住居所有者等の電子署名を要しないこととすることや、電気・水道等の利用契約については、事業者等から確認するのではなく、転入者から必要な情報を得ることとするとも考えられるのではないか。
- 住民の居住実態について、デジタル技術のみで確認するのは難しい面もあるのではないか。本人限定受取郵便により確認する案については、郵送のコストや手間はかかるものの、これを契機として、住民の居住実態を確実に把握することができる。一方で、悉皆的に調査をする案については、それに伴う事務負担の増への対応が困難と考える。

- 本人限定受取郵便の郵送については、外部委託の活用のほか、クラウド化したCSで送付先情報を一括作成・送付することとするなどにより、市町村の事務負担を軽減することも考えられるのではないかと。
- 例えば、住民が転出届と転入届をまとめてオンラインで行い、転出地での審査を経て転出届が受理されると、その旨が転入地に連携され、住民が転入先の住所に送られてきたPINをコンビニのキオスク端末で入力すると、転入届が受理され、同時にマイナンバーカードの署名用電子証明書の書き換えもできる、というような仕組みも考えられるのではないかと。
- 様々な案が考えられるところ、いずれの案についても、未成年者なども含めてすべての人が利用できずとも、ある程度の割合の人が利用可能となるのであれば、十分に意味があるとも考えることもできるのではないかと。
- どのような条件を満たしていれば居住実態を確認したものと言えるのか、整理することができれば、あとは、技術の進歩や時代の変化に応じて、例えば、携帯電話事業者が把握している位置情報を活用するなど、準公共分野との連携も含め、社会全体のコストを削減できる様々な方法を考えていけるのではないかと。
- 窓口においては、現状、口頭によるやりとり、地図や固定資産台帳、航空写真等との照合により、住所、居住実態を確認している。こうした窓口における対面での手続よりもオンラインでの手続の方が負担が重くなるようであれば、社会的な理解を得にくいのではないかと。
- 窓口における対面での手続においては、窓口への出頭をもって、当該市町村の区域内に入ってきていることを直接確認できることが重要なのではないかと。負担感のバランスへの配慮も必要ではあるが、本人が当該市町村の区域内に実在していることについて、オンラインでどのように確認するか、検討を深める必要があるものとも考える。

(転出届の取扱い)

- 転出届を転入届と一本化することについては、転出入時に併せて手続が行われる国民健康保険などの現場の担当者から、例えば、転入届の届出が遅れた場合、不現住の住民に行政サービスを提供することとなってしまうのか、懸念する声も聞かれたが、転入届をもって転出したものとみなすというルールを明確化し、転出入時に併せて行われている関連業務の根拠法令の手当も行うことで、全国的にルールと運用の統一を図ることにより、現場の混乱は防げるのではないかと。
- 転出届を転入届に一本化することと届出という行為を1回にすることは必ずしも同じではないのではないかと。転出届を残したとしても、転出届と転入届をワンアクション、ワンストップでできるようにすることも考えられるのではないかと。
- 仮に、転出届を転入届に一本化した場合、マイナンバーカードの交付を受けていない方については、転出証明書もマイナンバーカードもないため、本人からの申告に基づいて住基ネットで前住所地等を確認するといった作業が必要になり、窓口の負担がかえって増えてしまうのではないかと。
- マイナンバーカードの交付を受けていただくよう、政策的に誘導することも考えられるのではないかと。
- 転出後、いつまでも転入届が出されなかった場合には、不現住にも関わらず、転出地に住民票が残り続けてしまうこととなるが、実務上の問題はないかと。

(転入・転居時のマイナンバーカードの券面・電子証明書の書き換え)

- 転入・転居手続については、マイナンバーカードの券面や電子証明書の書き換えに時間を要しているところ、マイナンバーカードのICチップから住所を読み取って確認できるようにすることにより、券面への住所の記載を不要にすることや、電子証明書の情報として住所が含まれていることについて、諸外国や民間の電子証明書との比較において、どのように考えるかなど、マイナンバーカードの今後のあり方も含め、手続全体の負担軽減や利便性向上を図ることについても、併せて検討する必要があるものと考えている。

- 転出届が出されても、転入届が出されるまでの間、旧住所の情報のまま、マイナンバーカードの署名用電子証明書を有効とするかどうかといった点についても、検討していただきたい。

- 住所変更に伴う運転免許証等の書き換えについても、併せてできるようになるとよいのではないか。

以 上